

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 二 年 十 一 月 十 九 日

告 示

岐阜県告示第四百五十五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 メチル・三・三・ジメチル・ニ・（一）（ペン・ト・四・エン・一・イル）・一・H
・インダゾール・三・カルボキサミド・ブタノアイト及びその塩類（通称MDMB
・四・en・PINACA）
 - 2 一・（二）メチル・四・（E）・三・フェニルプロパ・ニ・エン・一・イル
・ピペラジン・一・イル・ブタン・一・オン及びその塩類（通称「methyl
AP」二三七）
 - 3 N・N・ジエチル・ニ・（二）（四・イソプロボキシフェニル）メチル・一・五
・ニトロ・一・H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル・エタン・一・アミン及び
その塩類（通称Isotonitazene）
- 二 指定の理由
- 条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある
と認められるため。
- 三 指定の効力が発生する日
- 令和二年十一月二十日

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定

（薬務水道課）

ページ
一

令和二年十一月十九日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社